

審議結果

審議会等名称 第64回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

開催日時 令和4年9月22日（木曜日） 10:00～11:00

開催場所 県庁新庁舎9階 議会第5会議室（オンライン会議併用）

出席者 天野 晴子、伊部 智隆、柏尾 安希子、小向 太郎、寺田 麻佑、
友岡 史仁、鳥越 真理子、人見 剛【会長】、森田 明、
湯浅 壘道【副会長】
事務局（情報公開広聴課長ほか7名）

次回開催予定日 令和5年1月

所属名、担当者名 政策局政策部情報公開広聴課 稲田

掲載形式 議事録全文

議事録概要とした理由 ー

審議経過

第64回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 令和3年度特定個人情報保護評価の実施状況について
- 2 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について
- 3 個人情報取扱事務の登録等について
- 4 個人情報保護制度改正に伴う条例改正等の方向性について

1 令和3年度特定個人情報保護評価の実施状況について

○人見会長 まず、議題（１）「令和3年度特定個人情報保護評価の実施状況について」です。毎年度審議会で報告を受けている事項です。それでは、報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料1-1及び1-2により説明】

○人見会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告について、委員の皆様は御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

○人見会長 よろしいですね。この件は報告事項なので、この程度にしたいと思います。

2 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

○人見会長 次に、議題（２）「令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について」です。こちらも、毎年報告を受けている事項です。それでは、報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料2により説明】

○人見会長 ただいまの報告について、御質問や御意見はありませんか。

○友岡委員 東京都で情報公開審査会の委員をしている関係で一点質問があります。今日いただいた情報公開制度の運用状況の審査請求の処理状況に関して、いわゆる特定請求人と呼ばれている、1人で数多くの請求をしている方の状況は、今回の資料には反映されていないかもしれませんが、このようなことについて事務局で把握されておりますでしょうか。もし、そのような実態があった場合について、神奈川県への対応等について、例えば、東京都では権利濫用に関するガイドラインを作成して対応しておりますが、ガイドライン等の作成についても考えているのかどうか、その辺りについて教えてくださいいただけますでしょうか。

○事務局 まず実態として、大量請求はあります。代表的なものとして、津久井やまゆり園事件に関するものがあります。この件に関して、多くの行政文書公開請求があり、それに対する審査請求の案件がまだ大分残っております。大量請求に関する規定については、神奈川県では、条例、規則という形ではありませんが、考え方をまとめたものがあります。ただし、その考え方を適用した事例は、現時点ではありません。

○友岡委員 ありがとうございます。今後、県の考え方の適用の可能性に関して審査会で

検討していくことも考えているのでしょうか。神奈川県審査会の運営にも関わることかと思しますので答えにくいところがあるかもしれませんが、その方向性だけでもお答えください。

○**事務局** 実態として述べました津久井やまゆり園事件の審査請求ですが、件数が100件近くまでいっております。これについては大量請求に関する考え方を適用しないということで一旦は結論を出しておりますが、これ以上の請求があった場合については再度審査会のほうで検討していく場面もあるものと認識をしております。

○**友岡委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**人見会長** 他にいかがでしょうか。

○**柏尾委員** 個人情報に係る事故・不祥事の発生状況に関して質問があります。事故・不祥事の発生件数が、健康医療局と教育委員会で増加しているのですが、これについて、どのような背景や要因があるのか教えていただけますでしょうか。

○**事務局** 件数が増えていることは認識しておりますが、その詳細について原因分析はできておりません。ただし、健康医療局のほうの背景事情として、これが直接の原因となっているか分からないのですが、コロナウイルス感染症対策における現在の体制の中で、全庁的に事務が煩雑になっていることがあります。その中で、人手が不足していると言うのも一つの原因と考えられます。ただ、直接的な原因というのは断定できておりません。

○**柏尾委員** 分かりました。ありがとうございます。教育委員会のほうは分からないということでしょうか。

○**事務局** そうです。申し訳ありません。

○**柏尾委員** 分かりました。この件数の変動幅というのは過去と比較して大きいものなのでしょうか。

○**事務局** 過去の年度と比較しますと、もう少し件数が多かった時期もあります。柏尾委員のおっしゃるとおり、令和2年度と比較すると件数が増えている状況です。

○**柏尾委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**人見会長** ありがとうございます。ちなみに、この健康医療局の事故・不祥事の件数が、コロナウイルス感染症対策が原因という推測を述べられたわけですが、それは、保健福祉事務所での事故・不祥事が増えたということでしょうか。

○**事務局** 具体的に申し上げますと、保健福祉事務所に限らず、メールの誤送信の関係、例えばメールの宛先をBCCで送るべきところを、宛先をCCに入れてしまい、大勢の方にメールを誤送信してしまったというようなものが多かったですと記憶しております。

○**人見会長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。資料2の最初の行政文書公開請求のところで、請求者数はそれほど増えていないけれども、決定件数が増えたのは、民間の医療法人、学校法人に関する情報について、たくさんの請求があったということですが、これも、今年の特異な事情があったと推測できるのでしょうか。

- 事務局** 行政文書の公開請求については使用目的を問わず請求できるのですが、民間事業者に聞いたところによると、学校法人等の経営状況を測るための一つの指標として、法人に関する情報を入手したいとのことでした。
- 人見会長** 分かりました。こちらについては、特にコロナウイルス感染症対策が原因ではないということでしょうか。
- 事務局** そうです。
- 人見会長** ありがとうございます。他によろしいでしょうか。この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

3 個人情報取扱事務の登録等について

- 人見会長** 次に、議題（3）「個人情報取扱事務の登録等について」の報告となります。事務登録簿の新規登録等について事務局から説明をお願いします。

【情報公開広聴課が資料3により説明】

- 人見会長** ただいまの報告について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。
- 人見会長** 異議がなければ、当審議会としての特段の意見はないものとします。

4 個人情報保護制度改正に伴う条例改正等の方向性について

- 人見会長** 次に、議題（4）「個人情報保護制度改正に伴う条例改正等の方向性について」の報告となります。それでは、事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料4により説明】

- 人見会長** ただいまの報告について、何か御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いします。
- 湯浅副会長** 審査会条例の制定の件で質問です。今、議会のほうで議会個人情報保護条例の審議中だろうと思いますが、議会に附属機関を作ってはならないというのが総務省の解釈だとすると、議長のたたき台は、審査会のみ実施機関の審査会を借りて、審査のみを実施機関側の審査会に諮る、というような規定になるらしいのですが、神奈川県でもやはり、議会個人情報保護条例に基づく情報開示請求の審査があった場合には、実施機関側の審査会で受けるような規定になるのでしょうか。
- 人見会長** ありがとうございます。事務局はいかがでしょうか。

- 事務局** 現状を御報告しますと、議会側の動きはこちらのほうでも把握しているのですが、今、湯浅委員がおっしゃったことも選択肢の一つとして検討していると聞いております。
- 湯浅副会長** 分かりました。審査会条例はこちら側で条例を制定し、他方で、審査会条例にない部分を議会個人情報保護条例で上書きすると、条例間の不整合が出てくる可能性があるので気になっています。
- 事務局** おっしゃるとおりかと思えます。
- 湯浅副会長** 地方自治法上、実施機関はよいが、議会にそのような機関を作ってはならないとされています。長年の解釈や、公権的な解釈もそうなっているので、法的にはどうなるのでしょうか。これは行政法の先生である人見会長や友岡委員の指導を仰ぐべきところかもしれません。
- 人見会長** ありがとうございます。昔は議会に附属機関を置けないと言いましたが、今もそうかというところが大分前の話です。理論的にも、そう言えるということではなく、あまり強く意識する必要はないかと思えます。いずれにせよ、今おっしゃったように、議会の自律性がこの根拠であるとする、かなり首尾一貫しない感は拭えませんが、当審議会でそういった議論があるということ、何らかの形で今後の条例改正において、一つ御考慮いただければと思います。
- 人見会長** 他にいかがでしょうか。
- 小向委員** 聞き漏らしてしまったかと思うのですが、スケジュールのところ、神奈川県個人情報保護審査会条例についての記載がないように見えるのですが、段取りはどうなっているか確認してもよいでしょうか。
- 人見会長** 資料4の5、今後の予定の記述のところですね。
- 事務局** 審査会条例の件ですが、資料上では、個人情報の保護に関する法施行条例（仮称）制定案及び関連条例改正案を提案というところで、抜けているように見えるのですが、施行条例の案と同じタイミングで、審査会条例のほうも11月に提案を予定しております。
- 小向委員** なるほど。別にしているのではなく、その他の中に含まれているのですね。
- 事務局** その他ではないのですが、申し訳ありません。
- 小向委員** 了解しました。やはり11月には、提案の形で出せるように準備を進めているということよろしいのですね。
- 事務局** そうです。
- 小向委員** なるほど、分かりました。先ほど、選択肢の一つとしてというお話もあったので、まだ固まってないところが結構あるのかと感じ、念のため確認しました。ありがとうございます。
- 事務局** 補足します。先ほど議会のほうのお話だったかと思うのですが、議会のほうも同じスケジュールで動くと考えております。小向委員の御指摘は正しいと思えますの

で、伝えておきます。ありがとうございます。

○人見会長 11月に議会で個人情報保護条例を制定する案が出るだろうということですね。今の議会のほうの結論は、やはり審査会条例にも影響するのではないかと思います。

○事務局 御指摘のとおりです。内部的にはその点を今、実際に詰めていまして、小向委員の御指摘のとおり、その辺りの実質を踏まえてどう規定するか、そちらも検討しております。可能性ごとに、この可能性であればこういう書きぶりがいいのか等、色々な選択肢の中で検討している状況です。

○人見会長 分かりました。ありがとうございます。

○湯浅副会長 そのあたりについて私から補足させていただくと、議長会が各都道府県の議会事務局に示した雛形だと、審査会の部分は、〇〇県個人情報保護条例に定める〇〇審査会に委ねる、〇〇個人情報保護審査会条例に定める〇〇審査会が行うものとする等、議会個人情報保護条例の側が、勝手に審査会を借りる規定を置いています。審査会条例の側には、議会のほうの審査をするということは書いていないが、議会個人情報条例の側では、そちらの審査会が行うものとするを書いてしまう。こちら側はそういうことは書いていない、そちら側はこちらに投げますと書くことで、条例間の齟齬を生じる危険性があるというのは小向委員の御指摘のとおりだと思います。そちらは両方の事務局で調整して、齟齬のないようにお願いしたいと今一度、申し上げます。

○人見会長 この点、当審議会で議論になった、当審議会ではこのようなことを考えているということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○人見会長 他にいかがでしょうか。

○伊部委員 質問です。資料4の2ページ目の2(5)で、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には」という表現になっていますが、この認める人というのは、県の事務局側を指しているのでしょうか。例えばこの審議会の委員が審議会で諮るべきだと考えていて、事務局と意見が違う場合は、どのような取扱いになるのか、要配慮個人情報の取扱いで出てくる話だと思いますので、そのあたりの考え方を教えてください。

○人見会長 ありがとうございました。事務局はいかがでしょうか。

○事務局 この表現は新法の129条の書きぶり、その規定に基づいて表現しております。少し省略しますが、新法129条では、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」としています。この条文を用いて条例を規定するという発想ですので、この条文を読みますと、地方公共団体の機関が一次的な判断を行うというふうに読みとれるのではないかと思います。

○**人見会長** 伊部委員、いかがでしょうか。おそらくこの法律の条文を、我々の答申の中でこのように表現し、文言を元にすると、認めるときというのは、諮問をする実施機関がそのように認めたときということだと思います。

○**伊部委員** ありがとうございます。

○**人見会長** どのような場合に認めるのか、認めたら確実に当審議会に諮問するよというのを、条文でどのように具体化するというのは、我々も答申に具体的に入れなかったもので、条文をこれから起案する中で御検討いただければと思います。

○**人見会長** 他にいかがでしょうか。

○**人見会長** 先ほどの個人情報保護制度の運用状況の説明を聞いて思い出したのですが、簡易開示請求の制度が非常によく使われておりますよね。三千数百の開示請求のうち、2,000 くらいは簡易開示請求で、試験の成績の開示などで使われているかと思えます。これについて、答申案を作るときにあまり議論はしなかったのですが、今は条例で根拠を置いてやっておりますが、今後はどうなりますかね。条文案を検討されている中で、簡易開示制度については残したほうが良いと思ったのですが、いかがでしょうか。

○**事務局** お答えいたします。改正個人情報保護法におきましては、口頭による開示の請求、我々でいうところの簡易開示の請求ですが、おっしゃるとおり、規定としては存在しておりません。この点について、個人情報保護委員会がガイドライン、事務対応ガイドなどにおいて見解を示しておりますが、内容としては、個人情報保護法上の開示請求については書面を提出して行わなければならないため、口頭による開示請求は認められないこととなっております。ただ、一方で、口頭により開示を求められた場合に、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合や、保有個人情報の利用目的の範囲内として提供する場合、また、何らかの適用除外に該当し、目的外提供することができる場合などにつきましては、口頭による開示を求めた本人に対して提供することは可能となっております。そのような状況ですので、来年度以降、試験の結果等について口頭で開示を求められた場合に、それに対して何らかの形で応じることができるよう、制度自体は残していきたいと考えております。まだ具体的な手法等については検討している状況です。

○**人見会長** ありがとうございます。当審議会では簡易開示請求を認めないということではなかったと思いますし、現行では条例でしっかり規定しているので、今後も定めたほうが良いのではないかと思います。個人情報保護委員会も明確に駄目だとは言っておらず、また、これは開示手続の問題であり、先ほどの開示請求前置主義を取らないという話と同じレベルの話だと思うので、個人の意見としては今と同じように条例にはっきり条例で書いても何の問題もないかと思います。あともう1点、先ほどの資料2ページ目の(6)、施行状況の公表については、審議会の答申で今後も公表をやるべきだという事になり、それを受け止めていただいた形かと思えます。確か答申で

は、公表に加えて審議会にも報告するという事は書いていなかったと思いますが、現行条例では、書いてありましたかね。条例できちんと規定されているのであれば、今後も維持してもらったほうが良いかと思うのですが。

○**事務局** 現行条例では、報告についての記載はありません。

○**人見会長** そうでしたか。ただ、運用はそのままかと思いますが、あるいは、明確に書いていただいても良いのではないかと思います。他にいかかでしょうか。

○**森田委員** 条例の名称なのですが、個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）となっておりますが、個人的にはいかにも国の下請けのような感じがして、いかがなものかと感じています。答申を作成する際は言うまでもないだろうと思い、あえて言わなかったのですが。個人情報保護委員会が法改正の直後に配った施行条例案というのがあり、それではそのようになっているのですが、あれは最小限の条例として作った場合にはこうなりますよというサンプルに対し、そういう名称を付けていたというものですので、それぞれの自治体が独自の施策も盛り込んだ形の条例を作るのであれば、これは施行条例ではなく、新しい個人情報保護条例という形のほうが良いのかなと思います。もう一つ、私が審議会の委員をしております逗子市では8月の初めに審議会答申をまとめたのですが、その時点では、施行条例にするという自治体が増えてきたということもあり、逗子の答申では、名称は施行条例にはするべきではないとなっております。県は今のところは仮称となっておりますが、最終的にはどうなのでしょう。私としては、個人情報保護委員会も施行条例というタイトルにしなければならないとは言っていないと思うので、その辺について、何か委員会側の意見等を聞いておられるのかを伺いたいと思いました。よろしくお願いします。

○**人見会長** はい、ありがとうございます。事務局から、いかがでしょうか。

○**事務局** この点なのですが、個人情報保護委員会に、条例名称等についての照会はしておりません。仮称で施行条例という名称をつけているのは、県の法制部局が従来の考え方に沿って判断すると、今回の件については、施行条例という名称になるのではないかと、まとめさせていただいております。

○**人見会長** はい。法制部局からごく自然な形で、こういう名称が出てきているということでした。今まで自治体がやってきたものを、国の法律が上書きしてきてこういう形になり、大部分が法律に基づく制度になってしまうので、法の施行条例というのは確かに自然ではあるのですが、歴史的経緯にかんがみ、また個人情報保護委員会の頑なで、自治体の姿勢を慮らない態度に接すると、名称を施行条例にするのは何とも納得いかないという委員の感覚は、私も理解できます。何かこの点について他に御発言はありますか。

○**天野委員** 私も、これまで神奈川県がシティズンシップ的に色々取り組んできた今日までの経緯を考えると、今の委員の御提案に賛成ですので、御配慮いただければと思います。

○人見委員 はい、ありがとうございました。そういう意見も記憶にとどめていただいて、法制部局とも協議していただければと思います。